

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和7年5月1日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社Seiwa	ヘルパーステーションハピネス 観音	広島市西区南観音五丁目1番18号	訪問介護
株式会社Tiara	すまいる訪問看護ステーション	広島市中区住吉町13番10-201号	訪問看護及び介護予防訪問 看護
株式会社デザインケア	みんなのかかりつけ訪問看護ス テーション安佐南	広島市安佐南区八木八丁目5番30-602 号	訪問看護及び介護予防訪問 看護
シューペルブリアン株式会社	訪問看護ステーションスーパ 矢野	広島市安芸区矢野西四丁目30番18号	訪問看護及び介護予防訪問 看護
株式会社Seiwa	デイサービスハピネス庚午	広島市西区庚午北四丁目6番19号	通所介護

